

静岡県教育委員会訓令甲第3号

本 庁
各 教 育 事 務 所
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会文書管理規程（平成13年静岡県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改める。

令和3年3月30日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

改正前				改正後			
別表第1 (略)				別表第1 (略)			
種別	番号	課名等	課名等の頭字	種別	番号	課名等	課名等の頭字
本庁	(略)			本庁	(略)		
	11	<u>I C T教育推進室</u>	教政I		11	<u>幼児教育推進室</u>	教義幼
	12	<u>人権教育推進室</u>	教政人		12	<u>新図書館整備室</u>	教社新
	13	<u>幼児教育推進室</u>	教義幼				
	14	<u>全国高校総体推進室</u>	教健全				
(略)				(略)			
教育機関 (県立学校を除く。)	(略)			教育機関 (県立学校を除く。)	(略)		
	6	<u>総合教育センター生涯学習企画課</u>	総教生		6	<u>総合教育センター企画・ICT推進課</u>	総教企
(略)				(略)			
特別支援学校	23	(略)		特別支援学校	23	(略)	
		24	<u>静岡県立伊豆の国特別支援学校</u>			伊特	
		25	<u>静岡県立浜松みをつくし特別支援学校</u>			浜み特	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和3年4月1日から施行する。